

東端八剣神社本殿・覆殿と根崎八幡神社本殿を市指定文化財に指定

1月9日付けで、新たに市指定文化財に指定しました。市指定文化財は204件となり、国指定5件、県指定13件と合わせて指定文化財は全部で222件となりました。

■東端八剣神社本殿・覆殿

東端八剣神社は、平安時代末期の安元(1175)年または治承4(1180)年の創立と伝えられます。この本殿は、江戸時代の元禄14(1701)年に建立されたと考えられ、希少な二間社流造柿葺となっています。

また、本殿を取り囲むように建てられた覆殿は、寛政10(1798)年の建立と推定さ



東端八剣神社本殿

れ、装飾的な造りを持つことから、併せて指定となりました。

■根崎八幡神社本殿

根崎八幡神社の起源は、根崎村が東端村から分離独立する前の寛永15(1638)年にさかのぼると伝えられます。この本殿は一間社流造柿葺で、柿板への墨書から寛保4(1744)年に建立されたことが分かっています。

屋根を葺いたのは西尾の倉橋嘉右衛門という人物で、ほぼ同時期に東端八剣神社本殿の屋根も葺き替えています。



根崎八幡神社本殿

問▼文化振興課
(☎)77(4477)

市の妊産婦サービス、不妊治療助成制度

■一般不妊治療等助成制度

●対象期間 昨年3月～本年2月の診療分

●対象診療 不妊検査、治療の効果を確認するための検査、一般不妊治療、人工授精

※継続する2年間が助成対象。●対象者 夫または妻のどちらかが市内在住で、健康保険に加入しており、医師に一般不妊治療の必要があると認められた法律上の夫婦

●助成額 1夫婦1年度につき自己負担額の2分の1(上限5万円)

●申し込み 3月23日(月)までの(月)～(金)午前8時30分～午後5時15分または3月15日(日)午前9時～正午に、申請書類・領収書原本・健康保険証(夫婦分)・印鑑(夫婦分)などを持って市保健センターへ

※申請書類は、同センター・市公式ウェブサイトで配布。関係医療機関で配布。

■妊娠したら早期に母子健康手帳を受け取り、妊婦健診を定期的に受けましょう

妊娠に気づいたら、医療機

関で妊娠届出書をもらい、早めに市保健センターで母子健康手帳を受け取りましょう。

手帳と一緒に、妊婦健診の受診票なども渡します。定期的に妊婦健診を受け、お腹の赤ちゃんの成長と、妊婦の健康を守りましょう。

●県外や助産院で受診する場合 医療機関で健診費用を支払った後、市保健センターで還付手続きをしてください

●転入した場合 転入前の市区町村で交付された受診票は、本市では使用不可。市保健センターで本市の受診票と交換してください

●転出した場合 本市の受診票は使用不可。転出先の市区町村で相談してください

■マタニティマークを知っていますか？

市保健センターでは、母子健康手帳の交付時に、マタニティマークのキーホルダーを配布しています。バッグなどに付けることで、周囲の人に妊婦であることを知らせるものです。



マタニティマーク

周りの人は、このマークを見かけたら、思いやりのある対応をお願いします。

■出生体重が2500g未満のときは連絡を

母子健康手帳交付の際に渡した「低体重児届出書」を記入の上、速やかに市保健センターへ提出してください。

■こんにちは赤ちゃん訪問

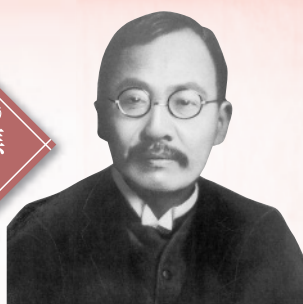
看護師・保健師が自宅を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談に乗ります。また、子育て支援情報誌も渡します。

●対象 生後4カ月未満の赤ちゃんがいる全ての家庭

●その他 子育ての不安は、身近な経験者や市保健センターに相談をしましょう

問▼市保健センター
(☎)76(1133)

～仏教の近代化に貢献～



佐々木月樵
仏教学者・教育者

明治・大正時代の仏教学者・教育者として有名な佐々木月樵は、上宮寺(本證寺、勝鬘寺)とともに三河三

か寺のひとつの僧です。明治8(1875)年4月13日、古井町の願力寺に生まれました。小学校卒業後、岡崎の三河育英教校(宗派の養成学校)へ進み、明治

26年からは京都の中学へ移りました。ここで師である清沢満之(哲学者、後に碧南・西方寺の僧)に出会いました。すでに学僧として

頭角をあらわしていた月樵は、明治31年には上宮寺に婿養子として迎えられます。翌年から著作が次々に生み

出されました。後年まとめられた全集をみると、専門的な仏教の論文のほか、一般向けの名著もあり、学問の幅の広がりがうかがえます。

明治33年、東京に移った清沢満之のもとに有志が集まり「浩浩洞」という私塾が開かれます。月樵はその中心メンバーの一人で、学友である暁島敏や多田鼎とともに、浩浩洞の活動を支援、3人は浩浩洞の三羽鳥と呼ばれました。浩浩洞からは他にも、仏教の近代化に力を尽くす逸材が多数輩出されています。

その後月樵は、真宗大学(後の大谷大学)の教授に就任します。仏教の研究を深めながら、世界に向けて仏教を紹介することに

も関心を寄せ、一方で後進を育てるしくみの確立にも情熱を注ぎました。大正10(1921)年

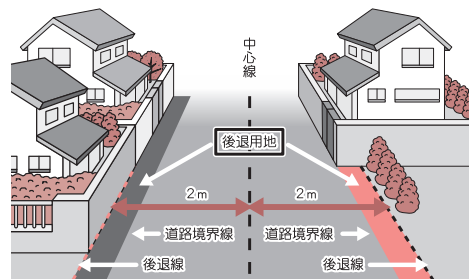
には文部省の要



願力寺(生家)にある月樵の碑

「安城市狭あい道路拡幅整備事業」による整備イメージ

対象は道幅4m未満の道路、いわゆる「2項道路」(建築基準法第42条第2項に規定する道路)などです。この道路の中心線から2m後退した位置を後退線とします。



寄付する場合

後退用地を市に寄付していただき、その後は市が管理します。塀や植栽などがある場合は、除去・移設をしていただきます。

寄付のメリット

申請地の測量・分筆、寄付のための所有権移転手続き、後退用地の舗装などの整備は市が実施します。

自己管理する場合

後退用地は個人所有のまま、ご自身で道路と同程度に整備、維持管理していただきます。後退杭を設置するとともに、塀や植栽などがある場合は、除去・移設をしていただきます。

広げよう！狭い道！狭あい道路
拡幅整備事業にご協力を！

古くからの市街地や集落内には、道幅(幅員)4mに満たない狭い道が存在します。本市では、狭い道を広げるため、左図のような狭あい道路拡幅整備事業を実施していきます。安全で良好な住みよいまちづくりのため、建物の新

築・増改築などの際は、狭あい道路拡幅整備事業にご協力をお願いします。

問▼維持管理課
(☎)71(2237)
▼建築課
(☎)71(2241)